

令和元年度 第7回大島区地域協議会 次第

日 時：令和元年12月17日（火）

午後2時から

場 所：大島コミュニティプラザ2階

市民活動室1

開 会

1 挨拶

2 報 告

(1) 要援護世帯除雪費助成の状況について

資料No.1

(2) 事務事業評価結果について

資料No.2

3 協 議

(1) 令和2年度大島区地域活動支援事業に係る採択方針等について

資料No.3-1、No.3-2、No.3-3

(2) 地域協議会活動報告会及び地域活動支援事業報告会について

資料No.4

4 その他

(1) 地域協議会だよりの配布方法について

(2) 第8回地域協議会の開催日について

【開催日：__月__日、開催時間__時から】

閉 会

令和元年度 要援護世帯除雪費助成事業 町内会別
申請及び認定並びに却下の状況 (R1.12.2現在)

町内会名	申請者数	認定者数	認定者の世帯状況内訳				却下者数	却下理由
			一人暮らし世帯	高齢者の世帯	障害者世帯	その他世帯		
菖蒲東	6	6	4	2				
菖蒲西	2	2	1	1				
牛ヶ鼻	4	4	1	3				
西沢								
三竹沢	7	7	3	4				
熊田	5	5	2	3				
仁上	5	5	3	2				
石橋	5	5	4	1				
棚岡	9	9	6	3				
大島	9	9	4	4		1		
中野	2	2	1	1				
上達	3	3	1	2				
深沢	4	4	2	2				
細越	7	5	3	2		2	所得割課税世帯2	
達	3	3	3					
大平	16	15	10	3	2	1	他の世帯に属する人の所得税法に規定する扶養親族となっている人がいる世帯であるため。	
長者島								
下岡								
千原	3	3	1	2				
上岡	3	3	1	1		1		
板山	3	3	3					
田麦	11	11	7	4				
竹平	2	2	1	1				
藤尾	1	1	1					
合計	110	107	62	41	2	2	3	

評価結果一覧【大島区 関連事業抜粋版】

No.	事業名	事業概要	課等名	評価結果又は取組結果		
				区分	年度	内容
51	大島区地域情報化推進事業	・大島区地域情報通信施設(光ファイバ等)の維持管理	総務管理課	見直し	R1	・地元テレビ共同受信組合、NTT東日本との貸付契約が令和元年度末で終了することを踏まえ、民間事業者への施設譲渡を含めた施設の維持管理方針や適正な費用負担の在り方について、関係者との協議を進める。
63	鉄道駅舎等管理運営費(大島区)	○駅待合所等関連施設の清掃、周辺の草刈り及び修繕等の維持管理を行う。 ・ほくほく大島駅	新幹線・交通政策課	見直し	H30	・各駅舎の維持管理は、サービス水準を統一するため、利用者数に応じた清掃等管理業務の基準を定め、平成30年度に見直した。
86	大島コミュニティプラザ管理運営費	・上越市コミュニティプラザ条例に基づき、コミュニティプラザの適切な維持管理及び運営を行う。	自治・地域振興課	見直し	R2	・総合事務所では、時間外の戸籍届等の受付件数が少数であり、一律に時間外受付を開設する必要性は低いことから、申請等の受付状況に応じて令和2年度から時間外受付の体制を見直す。
102	大島区地域振興事業	・市民活動団体等が実施する事業に対し、補助等により支援を行う。	自治・地域振興課	見直し	R2	・地域振興事業について、事業内容や地域間の均衡等を考慮し、令和2年度末までに補助の見直しを検討する。

令和2年度大島区地域活動支援事業に係る採択方針等について

1 採択方針について

令和元年度【実施】	令和2年度【案】
<p>1 優先して採択する事業</p> <p>大島区の中央部を流下する保倉川と、四方を取り巻く山並みが形づくる緑豊かな自然景観の中に、農の文化を伝える祭礼や伝統行事、森林と農業に育まれた多様な地域生態系などが引き継がれ、人々の暮らしと自然が調和した心地よい環境が守り育てられている。</p> <p>この多様な自然資源と地域に蓄積されてきた知恵や歴史を継承するとともに、時代にふさわしい新しい価値を地域の中からつくり出し、互いを尊重しながら活動できる、開かれた地域づくりを進めるため、次に掲げる事業を優先的に採択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○団体等が主体的に取り組む事業で、協働性が高くより地域の活性化に資する事業 ○地域資源を活用した特産品の開発や他地域との交流などに資する事業 ○地域振興及び地域づくりを担う人材の育成・確保等に資する事業 ○日常生活に関する課題に関し、住民間で支え合う体制づくりや解決に資する事業 	
<p>2 その他の事業</p> <p>優先して採択する事業以外の事業については、上越市地域活動支援事業の趣旨を考慮し、採択する。</p>	

2 同一事業の採択回数上限について

令和元年度【実施】	令和2年度【案】
<p>同一事業に対する補助は3回までとする。 (平成24年度採択からカウント)</p>	

3 補助率と補助額の上限及び下限について

令和元年度【実施】	令和2年度【案】
<p>補助率：補助対象事業費の10/10以内 ○事業内容、審査の結果により、補助金額の減額・調整を行う場合がある。</p> <p>補助金の上限額：概ね100万円</p> <p>補助金の下限額：なし</p>	

4 他の補助制度があるものの制限について

令和元年度【実施】	令和2年度【案】
<p>提案事業が他の市類似補助事業の補助要件に合致していた場合、対象外とする。</p>	

5 審査方法について

令和元年度【実施】	令和2年度【案】
<p>審査方法</p> <p>①提案事業一覧表及び提案書の写しを事前配付</p> <p>②審査にあたり、提案者の説明（プレゼンテーション）と質疑応答を実施【現場のある提案事業は現地にてプレゼンテーションを行う】</p> <p>③提案事業について、4人1組の3グループで検討する。</p> <p>○提案団体の代表者が委員であった場合、関係する案件の審査から外れる。</p>	

6 採点方法について

令和元年度【実施】	令和2年度【案】
<p>採点項目と点数</p> <p>公益性…5点、必要性…5点 実現性…5点、参加性…5点 発展性…5点</p> <p>採点方法</p> <p>○グループ検討の結果を参考にしながら、各委員が個別に採点票に評価結果を記入する。</p> <p>○提案団体の代表者が委員であった場合、関係する案件の採点は行わない。</p>	

7 採択事業の決定方法について

令和元年度【実施】	令和2年度【案】
<p>①評価項目ごとの平均点とその合計点の算出を行い、算出結果を各委員に提示する。</p> <p>②算出結果を参考に総合的に審議を行い、地域協議会として、個々の提案事業の採択及び不採択、また、採択する事業のうち、助成事業に対する補助金額について、意見を取りまとめる。</p>	

令和2年度地域活動支援事業案の概要

※令和2年度の地域活動支援事業の概要は、令和元年度と同じ予定である。

※本事業案の概要は、令和2年市議会3月定例会での新年度予算の成立を前提としたものであり、審議結果により変更となる場合がある。

1 趣旨	(1) 実施方法
(1) 目的	(2) 対象事業
(2) 運用方針	(3) 対象経費
(3) 審査体制	(4) 補助率・限度額の設定
2 各区への配分額	5 事業の実施手順等
(1) 総事業費	(1) 採択方針の取扱い
(2) 配分額	(2) 事業提案書の受付
(3) 残額の取扱い	(3) 提案事業の審査
3 今後の主なスケジュール	(4) 事業の紹介・公表
4 事業の概要	

1 趣旨

(1) 目的・背景

- 資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、こうした市民主体のまちづくりを進めていく契機としていく。

(参考) 地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであるとともに、身近な地域の課題解決に向けて自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みであることから、制度の実効性を高めていく手法として、本事業を制度化したもの。

(2) 運用方針

- 地域の住民が自ら考え、地域の課題解決や活力向上のために必要とする事業について極力制限を加えることなく活用できるよう、全市的な規制を最小限に抑え、できる限り地域の裁量に委ねる。

(3) 審査

- 住民の生活実感を踏まえた議論を経て、地域にとって真に必要な提案事業を採択することは、地域の課題解決に向けた地域協議会の役割にかなう活動であることから、各区の「採択方針の決定」と「審査」は、引き続き各地域協議会に委ねることとする。
- 各地域協議会においては、提案事業の審査を通じて、地域の活動団体の状況や地域の課題の把握にも努め、自主的審議の一層の活性化につなげていただきたい。また、審査に当たっては、地域の活力向上や課題解決に対する効果、提案団体の自立の観点について改めて十分な審議をいただき、本事業の更なる効果的な活用につなげていただきたい。

2 各区への配分額

(1) 総事業費

1億8,000万円

(2) 配分額

均等割 1 億 2,600 万円 (450 万円×28 区) + 人口割 5,400 万円

均等割 7 : 人口割 3

※各区の配分額については 2 月下旬の新年度予算案公表に併せて公表。

(3) 残額の取扱い

- 追加募集を行うかどうかは、各地域協議会の判断に委ねることとする。
- 配分額の残額は、翌年度に加算しない。

3 今後の主なスケジュール

～2 月中旬	各地域協議会において採択方針、募集期間等を決定
2 月下旬	新年度予算案の公表、制度の概要案の公表
3 月～	新年度の募集に向けた相談の受付 (たより・説明会・個別相談)
4 月 1 日～	事業の募集開始 (募集期間は地域自治区により異なる)
募集終了後	各地域協議会での審査
審査終了後	採択事業の決定、公表
採択決定後	補助金の交付決定、事業の実施

※事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。

4 事業の概要

(1) 実施方法

- 「市が行う事業」は対象としない

※ ただし、部活動として使用することが主となる資機材の整備、活動経費については「市が行う事業」とはならない。

- 事業の内容

・ 団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付

- 事業を提案できる方

・ 5 人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体 (政治や宗教活動を目的とする法人又は営利法人を除く)

(2) 対象事業

- 「身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動」を対象とする。

ただし、次のものは対象外とする。

- ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・ 政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

(3) 対象経費

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助する。

ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。

- ・応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代、等）
- ・応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
- ・応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
- ・会議の時のお茶代・菓子代
- ・金券（商品券、サービス券）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられることから対象外とする。）
- ・その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

（４）補助率・限度額（上限・下限）の設定

- 住民の発意を大切にし、主体的な活動をより広く展開していくことを期待する趣旨から、資金調達が障害とならないよう、補助金交付額の上(下)限及び補助率（最大で10/10以内）の設定は、地域の実情を踏まえて、各地域協議会の判断に委ねる。

5 事業の実施手順等

（１）採択方針の取扱い

- 各区の採択方針は地域協議会がまとめる。
 - ・事業の募集に先立ち、各地域協議会は、地域で抱える課題に応じて、どのような事業を実現すべきかを明らかにするため、地域の目指すべき姿、地域で課題となっていることなどを議論して採択方針としてまとめる。
 - ・採択方針は、地域の将来像や、優先的に採択する事業のほか、必要に応じて補助率や補助金額の上限・下限、審査の配点などを含めて決定する。

（２）事業提案書の受付

- 事業提案書は、事業の提案者が事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンターに持参する（郵送での応募は受け付けずに、直接、面談の上内容を確認する。）。
- 審査を円滑に進めるため、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前に協議が行われているかどうかを受付で確認する。
- 提案書の作成等申請についての相談は各事務局が対応し、提案者をサポートする。

（３）提案事業の審査

- ヒアリングやプレゼンテーションの実施は、各地域協議会の判断に委ねる。
- 審査は次の視点を基に行うこととする。

視点	内容	審査の方法
ア) 基本審査	提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。 ※提案を受理した段階で確認が済んだと判断して審査項目に加えないなど、区の状況に応じて実施しなくてもよい。	適否を確認
イ) 地域自治区の採択方針	地域自治区ごとに設定する ※地域の課題解決のために、どのようなテーマの提案事業を実施すべきかを明らかにするもの。	適否を確認

ウ) 共通審査 ※具体的な項目は 下記のとおり	全ての地域自治体の審査で共通するもの ※全ての地域自治体で共通の視点に立ち、提案された 事業を審査する上で必要最小限の基準。 ※配点は自由。 ※必ずしも点数を付けなくともよい。	項目ごとに配 点し、採点
-----------------------------------	--	-----------------

<共通審査の項目と視点>

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。 ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

- その他、審査においては、次のとおり取り組むものとする。
 - ・必要に応じて、共通審査項目に加えて、各区独自の審査項目の追加も可能。
 - ・審査に必要な書類がある場合は、各区の判断により提出を求めることも可能。
 - ・地域協議会委員は公平・公正な視点で採択審査に当たることが前提であるため、地域協議会委員が事業提案者と関わりがある場合でも、当該委員が審査に加わることを一律制限することはしない。ただし、各地域協議会での検討の結果、いわゆる利害関係者を審査から外すことも可能。

(4) 事業の紹介・公表

- 当該事業の活用について、地域内の各種団体に広く周知するとともに、「まず、相談に来てもらうこと」をPRする。
- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介する。
- また、採択事業の実施結果は、年度末に広く市民に公表する（広報や市ホームページでの周知、成果報告会の開催、情報提供等）。

私たちの地域をもっとよくなる 「まちづくり活動」の提案を 募集します!!

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 平成31年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。



■募集期間

平成31年4月1日(月)から4月26日(金)まで(必着)

事業提案書、説明資料をお持ちになり、大島区総合事務所までおいでください。

■実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等又は営利法人を除く。）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・ 政治・宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

■支援内容

- ・ 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

＜ポイント！＞

- ・ 事業を行う上で要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送料等）
 - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
 - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とします。）
 - ⑥ その他対象とすることが適当でないとして市長が認めた経費
- ・ 平成 32 年 3 月 31 日までに事業を完了（経費の支払を含む。）するとともに、大島区総合事務所に実績報告書を提出してください。

■補助金額、補助回数（新規事項）

- ・ 地域自治区ごとの予算（配分額）の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。
- ・ 同一の事業に対する補助は、3 回までとします。（平成 24 年度事業からカウント）

＜大島区の予算 490 万円＞

＜ポイント！＞

- ・ 補助金の額は 1,000 円単位（1,000 円未満の端数は切り捨て）とします。事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合があります。また、事業費が 100 万円を超える事業を計画される場合は、概ね 100 万円が補助金額の限度額となります。
- ・ 同一事業への補助は、3 回までとします。連続でなくても（1 年おき等でも）3 回で終了となります。

■応募方法

- ・ 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、大島区総合事務所に持参してください。

＜ポイント！＞

- ・ 申請する場合は、「地域活動支援事業に関する Q & A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- ・ 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、大島区総合事務所へ事前にご相談ください。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ・ 事業提案書、補助金交付申請書等の用紙及び Q & A は、大島区総合事務所で配布します。また、市のホームページから様式をダウンロードすることができます。

■提案事業の審査と決定

- ・ 大島区地域協議会で審査を行い、採択等を決定します。
- ・ 審査方法は、書類審査のほか、事業を実施する場所で提案者から行っていただく説明等を参考に行います。
- ・ 審査は次の視点をもとに行います。

(1) 地域自治区の採択方針 … 地域自治区ごとに設定するものです。

- ・ 「地域自治区の採択方針」とは、各地域自治区が抱える地域課題等に応じてどのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を明らかにするものです。平成31年度大島区の採択方針は次のとおりです。

《大島区採択方針》

1 優先して採択する事業	
<p>大島区の中央部を流下する保倉川と、四方を取り巻く山並みが形づくる緑豊かな自然景観の中に、農の文化を伝える祭礼や伝統行事、森林と農業に育まれた多様な地域生態系などが引き継がれ、人々の暮らしと自然が調和した心地よい環境が守り育てられている。</p> <p>この多様な自然資源と地域に蓄積されてきた知恵や歴史を継承するとともに、時代にふさわしい新しい価値を地域の中からつくり出し、互いを尊重しながら活動できる、開かれた地域づくりを進めるため、次に掲げる事業を優先的に採択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 団体等が主体的に取り組む事業で、協働性が高くより地域の活性化に資する事業 ○ 地域資源を活用した特産品の開発や他地域との交流などに資する事業 ○ 地域振興及び地域づくりを担う人材の育成・確保等に資する事業 ○ 日常生活に関する課題に関し、住民間で支え合う体制づくりや解決に資する事業 	
2 その他の事業	
<p>優先して採択する事業以外の事業については、上越市地域活動支援事業の趣旨を考慮し、採択する。</p>	

(2) 基本審査・共通審査

- ・ 基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査は次の審査項目と視点により審査を行います。

《共通審査の項目と視点》

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・ 全市的な方向性と合致しているか。 ・ 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・ 地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 ・ 緊急性の高い提案事業であるか。 ・ ほかの方法で代替できないものであるか。
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・ 資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・ 提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 ・ 事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。

＜ポイント！＞

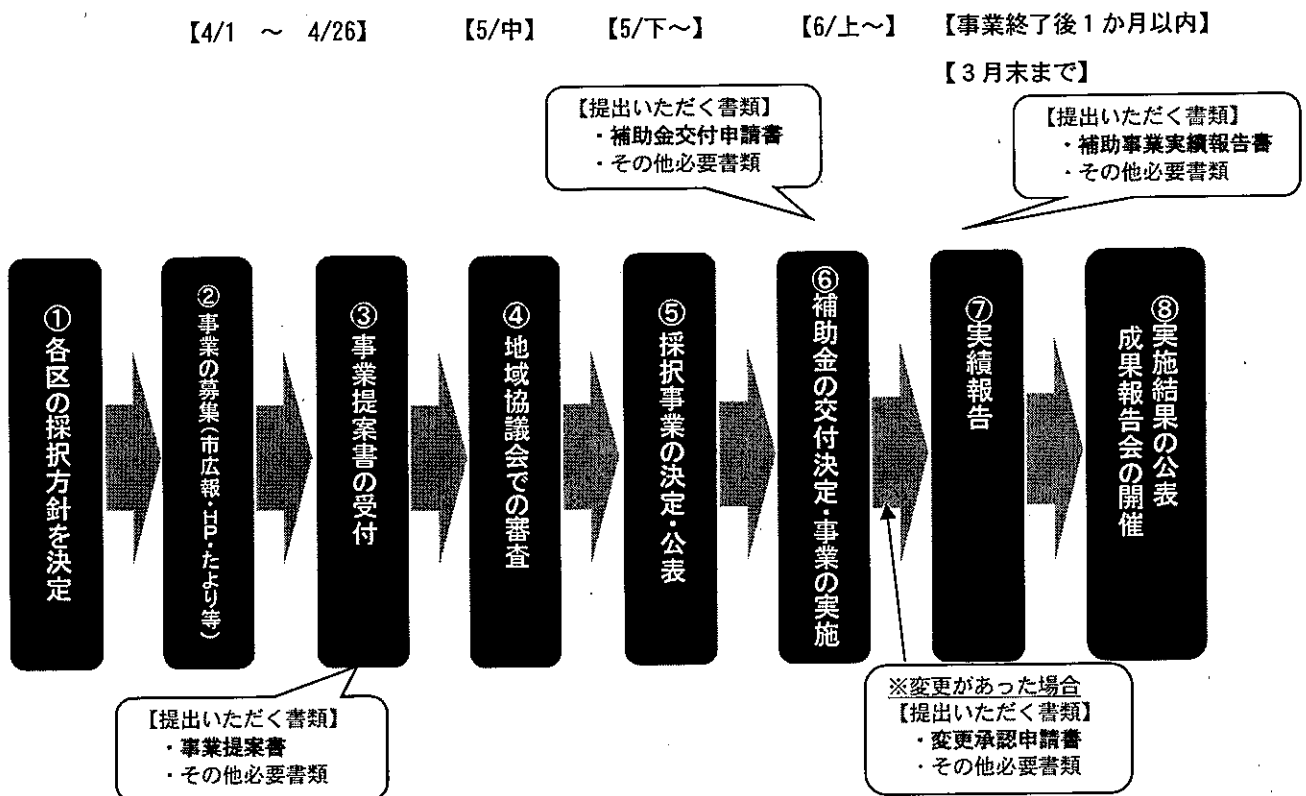
- ・ 地域協議会の審査では、「基本審査」、「地域自治区の採択方針」及び「共通審査」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。各地域自治区の審査に当たっての基本的な考え方は、大島区総合事務所でご確認ください。

■事業の紹介・公表

- ・ 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・ また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

※ 3月下旬に大島区の成果発表会（報告会）を予定しています。実施事業の内容や成果をすべての団体から発表していただきます。

■フロー図（事業実施の流れ）



こちらまでご相談・ご応募ください！

大島区の実業は こちらまでご相談・ご応募ください！



大島区総合事務所 総務・地域振興グループ

所在地 上越市大島区岡 3320-3

電話 025-594-3101 (内線 61) FAX 025-594-3105

申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください！

地域協議会に関する活動報告会・公募説明会

日 時 平成 28 年 2 月 23 日 午後 4 時～
場 所 大島コミュニティプラザ
2 階 市民活動室

- 1 開 会
- 2 大島区地域協議会の活動報告
- 3 委員公募の説明
- 4 閉 会

大島区地域協議会に関するこれまでの活動報告

〔現委員の任期：平成24年4月29日～平成28年4月28日〕

① 協議会の開催状況

	開催回数(回)	委員出席率(%)	傍聴者数(人)
平成24年度 (第1回含む)	11 (12)	87.9 (88.8)	31 (33)
平成25年度	11	93.5	22
平成26年度	9	91.9	13
平成27年度	10	86.4	10
合計	42	90.1	78

(注)平成27年度は、1月末現在のものです。

平成24年度第1回は、第2期委員(旧委員)により開催

② 市長からの諮問事項に関すること

	諮問件数	答 申	
		答申件数	うち付帯意見数
平成24年度	5	5	0
平成25年度	2	2	0
平成26年度	13	13	0
平成27年度	6	6	0
合計	26	26	0

③ 地域協議会が必要と認めて自主的に審議した事項に関すること

	審議件数	市長に提出した意見書数
平成24年度	1	1
平成25年度	1	0
平成26年度	0	0
平成27年度	1	0
合計	3	1

※意見書の内容及び対応状況

意見書名	意見書 年 度 (審議開始年度)	市の対応状況
大山温泉あさひ 荘の再開に関する 意見書	H24	<p>休館中に施設の廃止や再開に向けての課題整理を行っている。</p> <p>再開にあたっては、民間の経営ノウハウ等が必要と判断し、企業・団体へ打診している。民間から申し出があり、調整を行っている。</p> <p>申し出のあった民間企業の経営方針や意向を詳しく聞き取り、市の対応を判断したいと考えている。</p>

④ 勉強会の実施状況

	内 容
平成 24 年度	・あさひ荘の今後の在り方について
平成 25 年度	・市道の管理について
	・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくには ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくり
平成 27 年度	・中山間地域への移住について (移住する人、受け入れる集落)

⑤ 「大島区地域協議会だより」の発行状況

	発行回数	発行時期
平成 24 年度	2	16号：9.15、号外：3.15
平成 25 年度	2	17号：7.15、18号：12.1
平成 26 年度	2	19号：7.15、20号：12.15
平成 27 年度	4	号外：6.1、21号：8.1、22号：12.15、23号(予定)
合 計	10	

大島区地域協議会（第3期）の審議経過

回	諮 問	自主的審議事項	協議・報告・その他	意見書
H24 (1回)		・大島区における宿泊温浴施設の在り方について	参考 第2期委員により開催 〈協議〉 ・あさひ荘の今後の在り方について 〈その他〉 ・平成24年度大島区の主な事業 ・暴風災害住家・非住家調査状況表 ・地域活動支援事業に関する提案状況 ・平成24年度大島区行事予定表 ・防災行政無線の音楽放送について ・新たに選任された大島区地域協議会委員	
H24 2回			〈その他〉 ・地域活動支援事業について ・大島放課後子どもクラブについて	
3回		・大島区における宿泊温浴施設の在り方について	〈協議〉 ・あさひ荘の今後の在り方について ・地域活動支援事業提案事業の審査について	
4回		・大島区における宿泊温浴施設の在り方について	〈報告〉 ・公の施設の再配置について ・将来的な行政組織の再構築に向けた総合事務所 の在り方について	

令和 2 年度 地域協議会委員改選について

1. 委員の任期

令和 2 年 4 月 29 日から令和 6 年 4 月 28 日まで

2. 委員の定数（案）

平成 27 年度に設けた人口を基礎とした全市統一の基準^(※別紙参照)に基づき、委員の定数を次のとおり変更するための条例案を市議会 12 月定例会に提案します。

地域協議会	改選後	増減	地域協議会	改選後	増減
高田区地域協議会	20 人		安塚区地域協議会	12 人	
新道区地域協議会	14 人		浦川原区地域協議会	12 人	
金谷区地域協議会	16 人		大島区地域協議会	12 人	
春日区地域協議会	20 人		牧区地域協議会	12 人	
諏訪区地域協議会	12 人		柿崎区地域協議会	14 人	△2 人
津有区地域協議会 [*]	12 人	△2 人	大湊区地域協議会 [*]	14 人	△2 人
三郷区地域協議会	12 人		頸城区地域協議会 [*]	14 人	△2 人
和田区地域協議会	14 人		吉川区地域協議会 [*]	12 人	△2 人
高士区地域協議会	12 人		中郷区地域協議会	12 人	
直江津区地域協議会	18 人		板倉区地域協議会	14 人	
有田区地域協議会	18 人	+2 人	清里区地域協議会	12 人	
八千浦区地域協議会	12 人		三和区地域協議会	14 人	
保倉区地域協議会	12 人		名立区地域協議会	12 人	
北諏訪区地域協議会	12 人				
谷浜・桑取区地域協議会	12 人		合 計	382 人	△8 人

・※印を付した地域協議会は、令和 2 年 4 月 28 日までの経過措置により、基準に基づく委員定数より 2 人増としている。

3. 今後の主な予定

(令和 2 年)

※ 今後変更となる場合があります。

- 2 月 上旬 公募の告示
- 2 月中旬から 3 月上旬 各地域協議会において活動報告会を開催
- 3 月上旬から 下旬 公募期間
- 4 月 26 日 選任投票（定数超過の地域協議会のみ）
- 4 月 28 日 現職の任期満了
- 4 月 29 日 新委員の任期開始
- 5 月 前半 任命書交付式及び全体研修会

5 月 後半 委員改選後最初の地域協議会を開催

町内会宛て事務文書の配布の見直しに関する協議について

《町内会宛て事務文書の配布の見直しについて》

- 市では、来年度から（令和 2 年 4 月から）、広報上越を含め、町内会宛て事務文書の配布回数を月 2 回から月 1 回に変更し、あわせて、町内会事務委託料を見直す方向で各地区町内会長協議会へ説明するとともに、意見等の聴取を行っている。

《各地区町内会長協議会から寄せられた意見等について》

- 「町内会宛て事務文書の種類が多く、特に全戸配布については町内会の負担感が大きい」「必ずしも全戸配布を要さないものは、広報上越やホームページ、班回覧といった発信方法の見直しを行い、町内会の負担を軽減してほしい」とする声が多かった。
- 特に「地域協議会だより」「社協だより」「イベントパンフレット」については、全戸配布から班回覧への変更を望む声が多かった。

《各地区地域協議会への協議のお願いについて》

- 市では、各地区町内会長協議会から寄せられた意見等を踏まえ、来年度から「地域協議会だより」を全戸配布から班回覧に変更をお願いしたいと考えており、発行する各地区地域協議会で配布方法や発行周期などについて協議を行っていただきたい。
- 各地区地域協議会において協議した結果、従来どおり全戸配布を希望する場合は、地区町内会長協議会と配布の協力について、協議を行っていただきたい。
※地域協議会と町内会長協議会の協議が整わない場合は、班回覧で配布することとなります。
- 上記のことについて、今年度末までに（令和 2 年 3 月までに）協議を完了していただきたい。

《参考》

- 全戸配布から班回覧へ見直す予定の文書については、別紙のとおり。